

保護命令

1 保護命令とは

保護命令とは、DV被害を防止するため、裁判所が、被害者からの申立てにより、加害者に対し、一定期間、被害者へのつきまとい等の禁止などを命じるものです。

保護命令の対象となるは

身体的暴力

生命又は身体に対する脅迫

自由、名誉又は財産に対する脅迫

です。

2 保護命令の3つの種別

退去命令（最長6か月）

加害者に、被害者と住む住居から退去することを命じるものです。

その間に、被害者が引っ越して安全な場所へ避難するための手助けとなります。

接近禁止命令（期間1年）

加害者が、被害者に近づくことを禁止する命令です。

※ 必要な場合は被害者と同居する子供や被害者の親族等に対する接近禁止命令も発せられます。

電話等禁止命令（期間1年）

加害者が、被害者に次のことを行うことを禁止する命令です。

- ① 面会の要求
- ② 行動を監視していると告げる行為
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ④ 無言電話・連続電話等
- ⑤ 夜間の電話等（PM10時～AM6時）
- ⑥ 汚物等の送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的羞恥心の侵害
- ⑨ 位置情報の無承諾取得等

※ 必要な場合は被害者と同居する子供に対する電話等禁止命令も発せられます。



3 保護命令決定までの流れ

